

報告第 5 号

熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）第3条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したので、同条例第4条の規定により次のとおり報告する。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

放棄した日	相手方	対 象 額
令和元年12月24日	個人	153,120円